

令和4年度（2022年度）第3回

宝塚市上下水道事業審議会議事概要

宝塚市上下水道局

令和4年度(2022年度)第3回宝塚市上下水道事業審議会議事概要

[日 時] 令和4年12月28日(水) 午後14時00分～午後15時35分

[場 所] 宝塚市上下水道局仮設庁舎 第一会議室

[出席委員] 田中 智泰 尾崎 平
 鎌田 泰子 今里 有利
 竹谷 泰二 赤川 析子
 吉澤 源太郎 齋藤 眞里子
 竹谷 輝男

(敬称略・順不同)

[事務局] 福永 管理者
 金岡 局長 中村 経営管理部長
 下野 施設部長 松永 総務課長
 檜本 経営企画課長 中条 浄水課長
 久代 工務課長 和泉 水質検査担当課長
 寺脇 給排水設備課長 三宅 下水道課長

1 管理者挨拶(広報たからづか臨時号 上下水道だより特別号①発行についてのご報告)

2 審議会の成立

事務局:委員総数10名中出席委員9名のため、宝塚市上下水道事業審議会規則第6条第2項により、本日の審議会は成立致しました。

3 傍聴者の確認

事務局:審議会開会前の傍聴者の入室に関しましては、本日は傍聴される方はおられませんので報告させていただきます。

4 議題

会 長:それでは、議題1の「改定内容について」の審議に入ります。まずは事務局の説明をお願いします。

事務局:資料の1ページをご覧ください。目次を記載しています。今回は前回に引き続いて、料金体系について審議していただきます。20ページまで資料を用意していますが、まずは18ページまでを説明させていただきます。

事務局:2ページをご覧ください。今までとこれからのスケジュールを記載しています。昨

年 11 月の諮問を 1 回目と数えると、今回は第 7 回目になり、今回は料金体系を決定していただきたいと考えています。

事務局：3 ページをお願いします。前回出たご意見と、それに基づく 2 つの試算について記載しています。前回のご意見は、2 つありました。1 つめは、「全ての水量区分について供給単価と給水原価との差をできるだけ小さくした料金体系を試算して欲しい」というもので、2 つめは、「第 1 段の従量料金を引き上げ、第 2 段との差を縮小する料金体系を試算して欲しい」というものです。このご意見に対して、次のページ以降で、試算 1 と試算 2 の 2 つの試算を行っています。

事務局：4 ページをお願いします。1 つめのご意見である全ての水量区分について供給単価と給水原価との差をできるだけ小さくした料金体系を試算した内容です。各水量区分の供給単価をできる限り給水原価である 175 円に合わせるように、従量料金を設定しています。(1)の「従量料金」をご覧ください。改定後の欄の「口径 20mm 以下」を見ていただくと、第 1 段の従量料金は 1 円、第 2 段は 250 円、第 3 段は 130 円というように、各段階の従量料金にかなりのばらつきが出ていますが、(2)に示すとおり、供給単価はすべての水量区分で、ほぼ 175 円となっています。この従量料金に基づいて、近隣市比較をした結果を次のページに記載しています。

事務局：5 ページをご覧ください。ここでご覧いただきたいのは改定率です。20 m³使用する場合と 100 m³以上使用する場合は改定率がマイナスとなる一方、40 m³使用する場合は改定率は 52%とかなり大きくなっています。これは、供給単価が給水原価を上回っているところはマイナスとなり、供給単価が給水原価を大きく下回っているところは、大きな改定となっているということです。40 m³使用した場合の料金は 7,280 円と、近隣市に比べてかなり高額となっています。試算 1 の結論としましては、これだけ大きな改定を求めるのは難しいのではないかと考えます。

事務局：6 ページをお願いします。もうひとつのご意見である第 1 段の従量料金を引き上げ、第 2 段との差を縮小する料金体系を試算することについて、基本料金をどうすべきかを記載しています。ここでは第 1 段の従量料金を 100 円に設定します。一番左にあるのが案 3 の内容です。基本料金が 2,260 円、従量料金が 20 円ですので、20 m³使用した場合は 2,660 円となります。真ん中に記載しているのが、基本料金を 2,260 円で据え置いて従量料金を 100 円とした場合です。20 m³使用する場合は 4,260 円とかなり高額になります。よって、基本料金を下げる必要があると考えます。その調整を行ったのが一番右の内容です。20 m³使用する場合は案 3 の 2,660 円が限度ではないかと考えますので、従量料金 100 円で逆算した 660 円を基本料金とします。

事務局：7 ページをお願いします。前のページで計算した基本料金を基に、平均改定率が 19%となるように従量料金を調整した結果です。第 1 段の従量料金を 100 円とする代わりに、口径 20mm 以下の基本料金を引き下げるとともに、第 2 段以上の従量料

金を一律に 15 円増額しています。この料金に基づいて、近隣市比較をした結果を次のページに記載しています。

事務局：8 ページをご覧ください。ここでご覧いただきたいのも改定率です。2 カ月で 40 m³以上使用する場合の改定率はすべて 19%を超えています。特に 80 m³と 100 m³使用する場合は改定率が 30%となっています。よって、試算 2 についても、これだけ大きな改定を求めるのは難しいのではないかと考えます。

事務局：9 ページをお願いします。ここでは 2 つの試算を行うことで明らかになった問題点を整理しています。全ての水量区分について供給単価と給水原価との差をできるだけ小さくした料金体系を試算した結果、40 m³及び 80 m³使用する場合の改定率が大きくなり過ぎるという問題が明らかになりました。第 1 段の従量料金を引き上げ、第 2 段との差を縮小する料金体系を試算した結果、従量料金を引き上げた分だけ基本料金を下げる必要があるため収入が減少し、その補てんのために 40 m³以上使用する場合の改定率が大きくなり過ぎるという問題が明らかになりました。意見を尊重しながらも、問題を最小化するにはどのような基準を設けるべきか、を考えたのが一番右の内容です。

まず、①20 m³未満使用する場合について、第 1 段の従量料金は、基本料金収入を減少させない水準として、30 円とするのが適当と考えます。②40 m³使用する場合については、供給単価が給水原価を大きく下回っている現状と生活用水の低廉性との兼ね合いで改定率は目標とする平均改定率 19%程度とするのが適当と考えます。③60 m³・80 m³・100 m³使用する場合については、供給単価が段階的に増えていく点を考慮して、60 m³・80 m³・100 m³の順に改定率を低下させるのが適当であり、改定率は 19%を大きく上回ることがない率が適当であると考えます。④500 m³使用する場合については、供給単価が給水原価を超えているため、改定額は抑制されるべきですが、近隣市と比べて安価である現状から考えて、一定の改定を求めるのが適当であり、改定率は 19%をわずかに下回る率が適当であると考えます。よって、これらの基準を満たす案として案 4 を提案します。

事務局：10 ページをお願いします。前ページの基準に従った料金体系です。まず基本料金については、口径 13mm は 1,640 円、口径 20mm は 2,140 円とし、口径 25mm 以上は案 3 と同額とします。また、従量料金のうち、口径 20mm 以下の第 1 段については、現行の 20 円から 10 円引き上げて 30 円。第 2 段については、現行の 120 円から 28 円引き上げて 148 円としています。それ以外の従量料金については、一律 42 円引き上げています。

事務局：11 ページをご覧ください。前ページの料金体系に基づいて各水量の料金を算定した結果を記載しています。ここでご覧いただきたいのも改定率です。14 ページに記載したとおり、40 m³使用する場合の改定率は「目標とする改定率」である 19%と同率としています。60 m³から 100 m³使用する場合の改定率はすべてが 19%を超え

るとともに逡減しています。カッコ書きしているのが少数第1位までの値です。また、500 m³以上使用する場合は、すべてが19%を下回っています。すべて14ページに記載した基準に合致しており、皆さんのご意見をある程度反映した案となっています。

事務局：12ページをお願いします。ここからは、案2から案4までの3つの案について、まとめています。まず、基本料金について案2から案4を比較した表です。口径13mmと20mmについては、案2から案4に従って減少しています。基本料金が低いということは、水量が極端に少ない使用者、例えば別荘として使用している人などについて、有利な料金体系ということになります。そのような人にとっては、案4が最も有利となります。口径25mm以上は、案2から案4で増減はありません。

事務局：13ページをお願いします。従量料金について案2から案4を比較した表です。例えば、口径20mm以下の第1段の従量料金は、現行20円に対して、案2では22円、案3では20円、案4では30円となっています。第2段は、案2と案3が150円、案4は2円下げて、148円となっています。それに対し、第3段は、案4が192円と、一番高い金額になっています。

事務局：14ページをお願いします。口径20mmについて、水量別の料金を案2から案4まで比較した表です。後ほどグラフで説明させていただきます。

事務局：15ページをお願いします。口径20mmの案2から案4について、基本料金と従量料金の合計である水道料金を水量ごとに一覧にしています。これは2カ月当たりの金額ですのでご確認ください。

事務局：16ページをお願いします。口径25mm以上の大きな口径に関し、料金と改定率について案2から案4を比較した表です。案2と案4は、目標とする改定率19%をすべて下回っており、案3はすべて19%を上回っています。しかし、近隣市との順位で言うと、案3においても、ほとんどが高い方から4番目となっており、ちょうど中間の料金ということになります。

事務局：17ページをお願いします。案2から案4について、給水原価と供給単価を比較しています。供給単価というのは、1 m³あたりの料金収入の平均のことです。21 m³から60 m³までの使用者については、案2から案4のいずれの改定を行っても、供給単価が給水原価を下回っていますが、改定により、その差がかなり縮小されます。例えば、21 m³から40 m³までを見ていただくと、現行の供給単価が120円であるのに対し、案2と案4は142円、案3は140円となっています。つまり、現行の料金では給水原価175円と55円の差があるのに対し、改定案では33円か35円の差になり、約3分の1の差が埋められていることとなります。また、41 m³から60 m³までを見ていただくと、現行の供給単価が127円であるのに対し、案2と案3は153円、案4は154円となっています。つまり、現行の料金では給水原価175円と48円の差があ

るのに対し、改定案では21円か22円の差になり、半分以上の差が埋められていることとなります。

事務局：18ページをお願いします。それぞれの案について、2ヵ月分の水量を基にどのような使用者の改定が抑えられ、どのような使用者がそうではないのか、という視点でまとめています。まず案2につきましては、0 m³から45 m³までのほとんど使用していない人や1人から3人世帯の使用者が他の案と比較して大きな改定となり、57 m³以上の大口需要者の改定が抑えられるような料金体系になっています。次に、案3につきましては、13 m³から56 m³程度使用する1人から4人世帯の使用者については他の案と比較して改定が抑えられますが、71 m³以上の大口需要者については改定が大きくなる案となります。最後に案4につきましては、他の案と比較して改定が抑えられている使用者は、0 m³から12 m³のほとんど使用していない人や1人世帯の使用者で、これに対して大きく改定するのが、46 m³から70 m³の4人から5人世帯の使用者となります。これらのことから、どの案が妥当と思われるかご審議いただきたいと思っています。

会長：前回までの案2、案3に加えて、前回の審議会の意見を基に案4を作成していただきました。今回はP18を参考に料金体系を決めていきたいと思えます。ご意見や質問があればお願いします。

委員：P18の比較について、全体の収入は案3が大きくなるのではないかと思いますがいかがでしょうか。今後の収入構造を考えると案3がいいのではないかと思います。今後使用料が減っていく中で、10年間の収入が一番大きくなる案にした方がいいのではないのでしょうか。

事務局：全体の改定率は19%になるように計算しているので、令和5年から令和7年の期間を見るとどの案もすべて19%の改定になります。宝塚市は大口より小口の使用者が多いので、大口の改定率が大きくても全体の収入がその案だけ大きくなるわけではありません。

管理者：3案とも収入は同じという前提で計算しています。

委員：経営の持続性が19%の改定で担保できているのであれば、その点ではどれも良いということになると思います。あとは、宝塚市の改定のコンセプトとしてどれを選ぶかということになると思いますが、市民委員としては、圧倒的多数である市民の負担感を下げるとするのが一般論としては受け入れられやすいように感じます。市として大口需要者の活性化とか需要も考慮しないといけないということも一定理解できますが、今のタイミングでは生活用水への配慮がいいのかなと思います。

委員：原価割れをしているユーザーとそうでないユーザーの比率がだんだん変わってきていることに対して手を打つことが必要になってきていると思います。高齢化や核家族化が進んできている中で、将来の人口動態がどうなるか、年齢構成・家族構成・水道の使用量がどうなっていくかを考えていかないといけないという話はこれまで

もしてきましたが、結論としては、ないデータを作ることはできないので、局としては今あるデータでやるしかないというお答えでした。問題なのは、少人数の世帯が増えている中で、その世帯が原価割れをしているということです。そうであれば幾ばくかのご負担をいただく必要があると思います。そうでなければ、今やらないツケを後世に回すことになると思います。

委員：17ページの計算方法を教えて下さい。

事務局：例えば、データベースから1 m³から20 m³の方を見て、その方々がいくら支払っているかを合計して、それをその方々の水量の合計で割っています。平たく言うと平均の金額を平均の水量で割っています。

委員：1 m³から20 m³の部分が平均の金額だと大きく改定されているように見えますが、15ページだとそう見えません。

委員：17ページは給水人口も加味していますか。

事務局：給水人口は加味していません。15ページで0 m³の人はもともと2,000円がだったものが案2では2,300円になるというので、15%の増だというところをグラフにしたものです。

会長：上下水道事業のあり方について諮問され、答申を出すということを考えると、大切なのは持続可能性ということになるかと思いますが。50年先100年先を考えた時に、上水道に関しては今のままでは厳しく、何かしなければいけないということになるので、その持続可能性ということを考えて体系を決めていきたいと思います。

委員：商工会議所に在籍している事業者の立場としてお話をさせていただきます。宝塚市は平地が少なく海もないため、輸出産業は難しいですが、食品製造業の事業者は多いです。食品製造業の事業者が立地を見る場合には、まずは地価そして次に上下水道料金を見ます。改定率ではなく順位をみます。工場や事業所は移転もできますし、今ある工場や事業所はほぼ償却が終わっていると思います。宝塚市として、お金を多く払ってくれる上客を手放す手はないのではないかと思います。審議委員としては、そのようなお客さんがちょっとでもお金を払ってくれて、ギリギリ逃げない線を狙うのがいいのではないかと思います。そうは言っても、市民の皆さんにとっては厳しいでしょうから、どこで折り合いをつけるのかということをお話し合うのがこの会議の主眼だと思っています。

委員：これまで、17ページの原価割れ部分をカバーするのが課題だという話をさせていただきましたと思いますが、いろいろ検討しても大きくは変わらないのかなと感じています。今後、給水原価も上がってくるであろうことを考えると、少なくとも現状より上がったところが適切どころということになるのかなと思います。個人的には、宝塚市は事業者もいらっしゃるが、多くは戸建てなどの世帯向けだと思うので、そこに適切に負担をしてもらわないとタフな事業経営にはならないのではないのでしょうか。それを考えると、案2です。少量の方々にとっては負担になります

が、それでもそこまで金額としては大きくないので、この辺でとどめておくのがいいのではないかと思いますし、今後人口動態が変わっても基本料金できちんと必要な収入を確保できるのではないかと思います。

委員：私も結論としては、案2がいいと考えています。先ほどの17ページですが、この資料では、1 m³から20 m³の人について、高く支払っているようなミスリードにつながると思います。実際、1人1日250ℓとして、60日で15 m³だとすると、現状は153円で原価割れのはずで、生活で使っている人たちは原価割れをしているので、このグラフでは伝わりにくいと思います。一人世帯は15 m³、二人世帯は30 m³、三人世帯は45 m³など実態が伝わるグラフにしないと、このグラフでは実際使用している方が原価割れをしているというところが見えないと思います。これまで、17ページの給水原価に近づけていかないといけないのではないかと議論をしてきましたが、このグラフでは反対に1 m³から20 m³のところを減らさないといけないのではないかと風に見えてしまいます。そうではなくて上げないといけないという点で、私は案2がいいと思います。他は平均でもいいですが、1 m³から20 m³のところは基本料金の影響をととも受けるので、水量の少ない部分のデータが載っている分ミスリードしてしまいます。

事務局：確かに、1 m³から20 m³の平均水量が散水などの影響で低めに出ている可能性があるため、今後対外的に作る資料については、もう一度精査したいと思います。

委員：先ほど言われたように、事業者の方は立地を選択できるわけですが、今回の19%の改定率は事業者の方が出ていかないという前提になっていると思います。料金が改定されて事業者が移転すると、これまで小口の利用者を支えてくれていた事業者が出ていき、収益が悪化するリスクもあります。なので、ボリュームゾーンにも適切にご負担いただいた上で、事業者にとってもさらなる負担とはなりませんが、検討して改定率は考慮したと言える案2がいいのではないかと思います。

会長：案2ということで意見が出ていますが、それに対してご意見などいかがでしょうか。

委員：ボリュームゾーンにもより適切にご負担いただくということですが、案2も3も4も改定率自体は大差ないと思うので、今回の改定のコンセプトについての説明の仕方かなと思います。審議会としては、経営の持続性が重要ということになると思いますが、市民の合意をとることができなくては意味がないと思います。

会長：それでは、審議会としましては、案2が適当ではないかということで、それを採用したいと思いますが、よろしいでしょうか。これは次の議題にも関係する答申案をどう書くかということにもつながるわけですが、持続可能性として、減少しては困る大口利用者に配慮した上で、今後の人口構成も考えると、少人数の世帯が増えてくると見込まれることから、そこできちんと収入を確保することが妥当だということで案2とするという結論を出したいと思います。

会 長：では、次の議題である答申案について、事務局からお願いします。

事務局：19 ページをお願いします。答申案の概要について記載しています。この案はある程度会長と相談しており、これまで審議会で議論いただいたご意見を踏まえて記載しています。表のとおり、4 章に分かれております。第 1 章は、「厳しい経営環境」ということで、給水原価が高い現状や、企業債残高が膨らんでいる現状を記載します。具体的には、「地形的特徴により給水原価が近隣市と比較して高額となっている。」「前回の料金改定（昭和 55 年）以降でも、ほとんどの年で販売損失が生じている。」「令和 7 年度には未処理欠損金が発生する。」「多額の企業債を抱えている。」というようなことを記載する予定です。第 2 章は、「厳しい経営環境下での経営努力」ということで、経費削減に取り組んでいる現状を記載します。具体的には、「経営戦略中間見直しに掲げた費用削減策に取り組んでいる。」「平成 28 年度から 5 年間の経費削減の効果額は合計約 13 億円である。」「人員削減については、平成 23 年度に 110 名いた職員を令和 4 年度に 86 名まで削減している。」ということに記載する予定です。第 3 章は、「経営環境の将来見込み」ということで、施設・設備の更新に今後も多額の資金が必要な見込みを記載します。具体的には、「施設・設備の更新に、今後、毎年度 15.5 億円が必要であり、この支出が継続する。」「現在の水準で企業債の借入れを続けることは負担の先送りになりかねず、借入を制限する必要がある。」ということに記載する予定です。第 4 章は、「料金改定の必要性」ということで、具体的には「安定的に水道を供給することが資金的に難しいとなれば、必要最低限の料金改定は行うべきである。」「平均改定率は 19%程度とする。」「改定時期は令和 6 年第 1 期とする。」「料金表を記載する。」ということに記載する予定です。

会 長：答申案の方向性の説明に関しまして、何かご意見がありましたらお願いします。

委 員：事業者からの値上げに対する反対意見が多数あったということは明記してほしいです。また、そもそもの水道事業のあり方についてですが、宝塚市は市の形や高低差、人口からその全域に従来通りのサービスを続けていこうとすると他市に比べて劣位になるのは当然のことだと思います。これに対して、市や県、国として行政コストを最小限に抑えて、市民、県民、国民の生活の豊かさを維持していく取組が必要だということも答申に一文入れていただきたいと思います。それにあたっては、水道法の改正も視野に入れて、全国どこも苦しい経営をしている中で、今の水道法をこのまま守っていくということでもいいのかということも一節入れていただくと、権限のある方の目にも留まるのではないかと思います。

事務局：確かに現在の水道法では、1 人でもお住まいであれば、管をひいて水道を整備しなければいけないので、とてもその人の料金では賄えず、契約すれば継続して供給し続ける必要があるので、経営としては苦しくなるものではあります。ただ、答申

に都市の作り方について水道事業でどういったことが言えるかについては、会長と相談させていただきたいと思います。

会 長：どのように書くのがいいのか難しいですね。

委 員：一般論として書いてもらえたらと思います。今後 50 年を見据えると将来が見えなくなるので。

委 員：この料金改定的前提条件として、この改定が実行されたとしても未来永劫ずっとこれでいけるという話ではなく、先は保証されていないということを市民の方に知っていただくことは大事だと思います。5 年後に、今回 19%改定できたことによって、どこまで安定したのかのチェックをする一方で、次また上げないということになれば、そのステップも待っているかもしれないということを周知する必要があると思います。

会 長：一番の問題は昭和 55 年から変えてこなかった、先送りしてきたことだと思っています。昔は高かったという記憶がずっとあったと思いますが、40 年変えてこなければそれはもたないと思いますので、定期的にチェックをするということは書かないといけないと思っています。

委 員：最近、動力費なども高騰していますが、この場合 20 ページにある料金回収率などは厳しくなるということでしょうか。それならば、まず経営環境についても不確実性があることに触れておいた方がいいと思います。また、案 2・3・4 の比較は盛り込まない予定でしょうか。結果としての案 2 だけを書く予定でしょうか。

事務局：会長の御意向を確認してということにはなりますが、今のところ案 2 という結論をいただきましたので、どういったところに配慮しているのかといった案 2 の特徴を詳しく記載しようと考えています。

委 員：コンセプトをしっかりと書くということになりますね。また、先ほどのご指摘にも近いのですが、水道のあり方というよりは、エリアごとの施設整備の水準ということについて、山間部や人口密集度は低い地域に対して、災害対策を含め同水準の施設整備を施していくのかという問題があって、施設整備の更新を毎年 15.5 億円するということについて、聞いていると、均等に古いものから取り換えていくという思想かなと思っているのですが、より経済性の高い地域に投資することなどはあってもいいのではないかと思います。水道をひくのはマストでも、災害対策費などは差をつけざるを得ないといったところは、経営環境の不確実性への対応という中で、そのような意見が出たということを入れていただけるといいかなと思いますし、宝塚市はそういったことをしっかりと議論しなければいけないのかなと思います。

管理者：今、答申に関するご意見で 5 点ほど意見をいただいたと思っています。今後、答申をいただき、私たちがしっかり説明をしていこうと思うと、どういう考え方に基づいてこの結論に至ったかをブレない様に説明していかないといけないと思っています。

ます。これまでの7回の審議の中で繰り返しいただいているご意見や本日いただいたご意見などは答申に反映していきたいと思っております。合意形成の過程を説明していく中では、こんな検討をして、こんなプロセスでこんな答えに至ってシミュレーションをしてみたんだということも、今後の説明の中でお話していくことになるのかなと考えています。次回の審議会で答申の案を提案させていただきたいと思っております。

会 長：これまでの議論を基に答申案を考えていきたいと思っておりますので、また次回の審議会で示したいと思っております。

事務局：前回の補足として、20ページをご覧ください。前回の審議会で19%改定した場合の回収率の資料を提出しました。それが(1)「世帯構成員数を考慮する方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率という内容です。すべての年度で100%を下回る見込みであるという説明いたしました。審議会の後、この内容が、3月の資料の数値と違うのではないかと指摘をいただきました。3月に提出した資料は(2)「経営戦略中間見直し」の数値を採用した場合の回収率の資料です。この2つの資料の違いですが、収益の見込み方が異なるために、結果に差が生じています。(1)は表題にあるとおり、「世帯構成員数を考慮する方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率です。一方(2)は、「経営戦略中間見直し」の数値を採用した場合の回収率となります。また、(3)は、「日本水道協会が示す方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率を記載しています。これらは、改定率を審議する際に見込んだ3種類の料金収入の算定方法になります。つまり、料金収入を最も少なく見込んだ場合、これは(1)の場合ですが、この場合は一度も回収率が100%を超えることはなく、料金収入を最も多く見込んだ場合、これは(2)の場合ですが、この場合は令和10年度まで回収率が100%を超えることとなります。参考として(3)に「日本水道協会が示す方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率を記載しています。もともと改定率を計算する際に3つの収益の見込み方を提示して、その中から「世帯構成員数を考慮する方法」が妥当だということで決定をいただきましたが、本来3つの収益の見込み方の方法があり、それぞれで計算すると回収率も3つの形になるということになります。実際どれが一番現実に近いかというと(3)が一番今の現実に近い形になっており、世帯構成員より2%ほど上振れになっているかなと思っております。

会 長：今の説明について、何かありますでしょうか。

委 員：この種のもの、上下水道局だけで考える話ではなく、市自体の運営の問題というか、市長の施政方針、考え方、デザインの仕方に起因していると思っております。この審議会でいろんな角度から審議がなされて、当事者である上下水道局の方が検討なさって一つの結論が出ていると思っております。もちろん立場によって料金のあり方についての考え方は違いますが、その結果出た結論については、なんとか皆さんに

理解していただけるよう、きちんと説明をしていただきたいと思います。冒頭で管理者からご説明いただいたようにいろいろ理解を求める努力をしていただいていることも理解しています。ただ、今、全体的に世の中の状況として、いろんなものが値上げになっている中で、市民としてはどの程度の値上げになるかということだけが気になっていると思いますので、説明努力だけは怠らずにやっていただければと思います。これを何年続けられるのか、現状はこれが最善を尽くしたものだということを重ねてご説明いただく努力をしていただきたいと思います。市自体の問題だと考えていただいて、きちんとしたリーダーの下でやっていく必要があると思っています。

管理者：最近、地元の方々に説明している中で、「42年間何しとったんや」と言われると返す言葉がありません。地方公営企業として市長部局から独立して責任者という立場で、首長と同じ方向でやっていかなければいけないのはもちろんですが、その必要性をしっかりと説明していくのが私たちの責任だと思っています。審議会で方向性を見出してもらったのに成就できなかったというようなことがあってはならないので、一方では市長部局と連携を取りながら、審議会で答申をいただけたらその方向に向かって手続きを進めてまいります。

委員：答申の中で、令和6年第1期と書かれると思いますが、これが1年、2年、3年と遅れていくと経営に与える影響がどの程度になるかについて試算はされていますか。

事務局：すでに未処理欠損金が出るという状況になっていますので、未処理欠損金が毎年度数億円ずつ増えるというような厳しい状況になると思っています。

委員：次回答申案の確認をする前に、今は最短で令和6年第1期ということになっていますが、改定時期が遅れた場合の影響を説明いただく形がいいと思います。

会長：では、最後に「その他」ということで、事務局からお願いします。

事務局：その他の議題は特にありません。次回の審議会は1月に開催させていただき予定で日程調整をさせていただきたいと思います。

会長：それでは、本日の議題は以上です。

5 閉会

事務局：本日の審議会はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

令和4年度（2022年度）第3回 宝塚市上下水道事業審議会

日時：令和4年(2022年)12月28日
午後2時～

場所：上下水道局仮設庁舎 第1会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 改定内容について
 - (2) 答申案の概要について
 - (3) その他
- 3 閉会

※ 資料

- ・宝塚市上下水道事業審議会資料

宝塚市上下水道事業審議会 資料

令和4年（2022年）12月28日開催

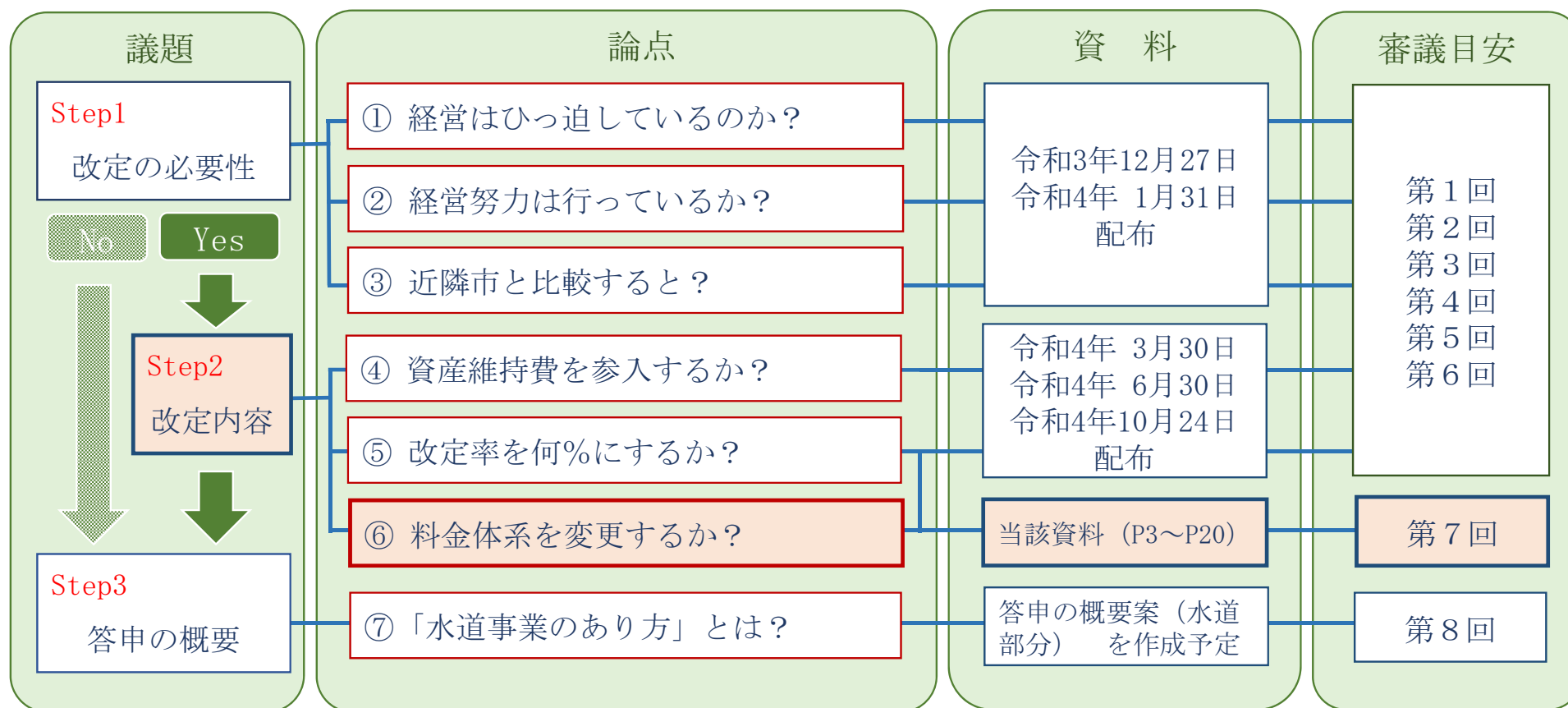
目次

	タイトル	ページ
1	目次	P 1
2	議題と論点	P 2
3	案2・案3に対するご意見と試算	P 3
4	(試算1) 改定内容	P 4
5	(試算1) 近隣市比較	P 5
6	(試算2) 口径20mmの基本料金の設定	P 6
7	(試算2) 改定内容	P 7
8	(試算2) 近隣市比較	P 8
9	試算結果の整理	P 9
10	(案4) 改定内容	P 10

	タイトル	ページ
11	(案4) 近隣市比較	P 11
12	3つの案の比較 (基本料金)	P 12
13	3つの案の比較 (従量料金)	P 13
14	3つの案の比較 (口径20mmの改定率)	P 14
15	3つの案の比較 (口径20mmの料金)	P 15
16	3つの案の比較 (口径25mm以上の料金と改定率)	P 16
17	3つの案の比較 (供給単価)	P 17
18	3つの案の比較 (まとめ)	P 18
19	答申案の概要	P 19
20	19%改定後の回収率の推移 (前回の補足)	P 20

議題と論点

今回（第7回）の審議の目的：料金体系を決定する



案2・案3に対するご意見と試算

1 ご意見

全ての水量区分について供給単価と給水原価との差をできるだけ小さくした料金体系を試算して欲しい。

試算の方法

従量料金を改定することにより意見に合致した料金体系を試算する。なお、基本料金は案3の金額を採用する。

試算1

2 ご意見

第1段（1 m³～20 m³）の従量料金を引き上げ、第2段（21 m³～40 m³）との差を縮小する料金体系を試算して欲しい。

試算の方法

第1段（1 m³～20 m³）の従量料金を100円とし、第2段（21 m³～40 m³）以上の従量料金を改定することにより意見に合致した料金体系を試算する。なお、口径25m以上の基本料金は案3の金額を採用する。

試算2

(試算 1) 改定内容

全ての水量区分について供給単価が給水原価（175円）と近似する料金体系を試算する。なお、基本料金は案3の金額を採用する。

(1) 従量料金

(単位：円)

水量区分		単価		現行 (円/m ³)		改定後 (円/m ³)		改定額 (円/m ³)	
		口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上		
第1段	1m ³ ～20m ³	20	120	1	1	-19	-119		
第2段	21m ³ ～40m ³	120	120	250	250	130	130		
第3段	41m ³ ～60m ³	150	150	130	130	-20	-20		
第4段	61m ³ ～80m ³	200	200	225	225	25	25		
第5段	81m ³ ～100m ³	220	220	70	70	-150	-150		
第6段	101m ³ ～600m ³	240	240	80	80	-160	-160		
第7段	601m ³ ～	260	260	181	181	-79	-79		

(2) (1) の料金体系における水量区分ごとの供給単価（給水原価175円）

	1m ³ ～20m ³	21m ³ ～40m ³	41m ³ ～60m ³	61m ³ ～80m ³	81m ³ ～100m ³	101m ³ ～600m ³	601m ³ ～
供給単価	193	161	175	175	175	175	175

(試算 1) 近隣市比較

(口径20mm、2か月分、単位：円)

市	水量		20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
尼崎市			2,000 ⑥	4,640 ⑥	8,280 ⑥	11,920 ⑥	16,320 ⑤	104,320 ⑤	214,320 ⑤
西宮市			2,190 ⑤	5,290 ④	8,870 ④	14,030 ③	19,190 ②	140,990 ③	300,990 ③
芦屋市			2,260 ④	5,060 ⑤	8,660 ⑤	13,060 ⑤	17,860 ④	134,860 ④	284,860 ④
伊丹市			1,740 ⑦	4,640 ⑥	8,140 ⑦	11,840 ⑦	15,740 ⑦	99,740 ⑥	204,740 ⑥
川西市			2,800 ①	5,800 ②	10,200 ①	16,300 ①	22,400 ①	163,900 ①	348,900 ①
三田市			2,500 ②	5,500 ③	9,100 ③	13,900 ④	18,700 ③	152,700 ②	327,700 ②
宝塚市	改定後		2,280 ③	7,280 ①	9,880 ②	14,380 ②	15,780 ⑥	47,780 ⑦	128,180 ⑦
	現行		2,400	4,800	7,800	11,800	16,200	112,200	240,200
	改定額		-120	2,480	2,080	2,580	-420	-64,420	-112,020
	改定率		-5%	52%	27%	22%	-3%	-57%	-47%

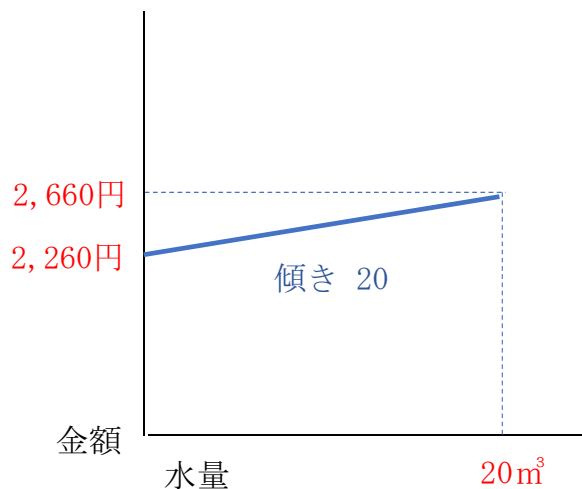
問題点：供給単価が給水原価を大きく下回っている部分（2カ月に40m³から80m³まで使用する場合）について、平均改定率19%を大きく超える改定となる。

(試算 2) 口径20mmの基本料金の設定

第1段 (1 m³~20m³) の従量料金を100円とする場合の口径20mmの基本料金は、以下のとおり660円とする。

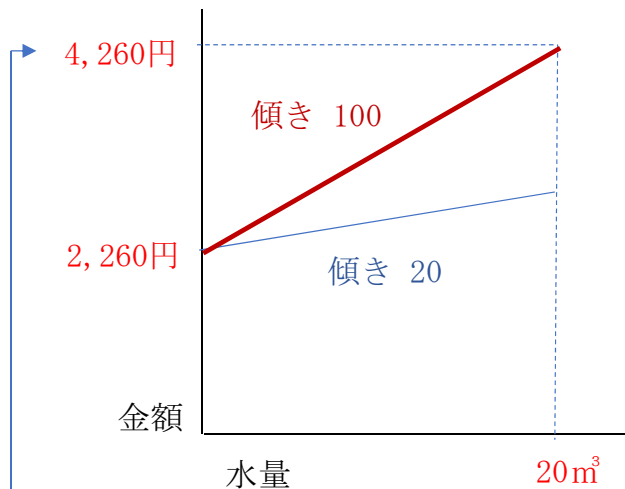
(1) 案3

	金額
基本料金	2,260
従量料金 (第1段)	20
20m ³ 使用した場合の料金	2,660



(2) 基本料金を固定

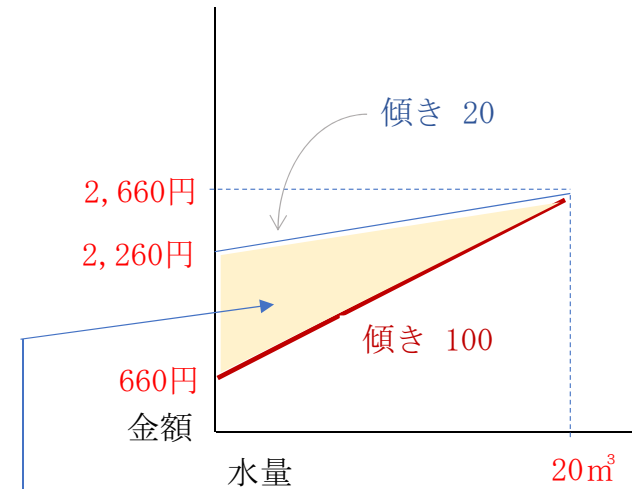
	金額
基本料金	2,260
従量料金 (第1段)	100
20m ³ 使用した場合の料金	4,260



20m³使用した場合の料金が高額となり過ぎる問題がある。

(3) 20m³使用した場合の料金を固定

	金額
基本料金	660
従量料金 (第1段)	100
20m ³ 使用した場合の料金	2,660



20m³未満使用した場合の料金収入が減少するが、この計算を採用。

(試算 2) 改定内容 平均改定率19%

第1段（1 m³～20 m³）の従量料金を100円とする案を試算する。口径13mm及び20mmの20 m³以上の水道料金が案3から増加しないように、口径13mm及び20mmの基本料金をそれぞれ160円、660円とし、この減額により減少する料金収入は、第2段（21 m³～40 m³）以上の従量料金を案3から一律（15円）に増額することにより補てんする。また、口径25mm以上の基本料金は案3の金額を採用する。

(1) 基本料金

(単位：円)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
案2の金額	1,760	2,260	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000
調整額	-1,600	-1,600	0	0	0	0	0	0	0
調整後料金	160	660	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000

(2) 従量料金

水量区分		単価	現行 (円/m ³)		改定後 (円/m ³)		改定額 (円/m ³)	
			口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上
第1段	1 m ³ ～ 20 m ³		20	120	100	175	80	55
第2段	21 m ³ ～ 40 m ³		120	120	165	175	45	55
第3段	41 m ³ ～ 60 m ³		150	150	205	205	55	55
第4段	61 m ³ ～ 80 m ³		200	200	265	265	65	65
第5段	81 m ³ ～ 100 m ³		220	220	285	285	65	65
第6段	101 m ³ ～ 600 m ³		240	240	305	305	65	65
第7段	601 m ³ ～		260	260	325	325	65	65

(試算 2) 近隣市比較

(口径20mm、2か月分、単位：円)

市	水量	20m ³		40m ³		60m ³		80m ³		100m ³		500m ³		1,000m ³	
		基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金	基本料金	従量料金
尼崎市		2,000	⑥	4,640	⑥	8,280	⑥	11,920	⑥	16,320	⑥	104,320	⑥	214,320	⑥
西宮市		2,190	⑤	5,290	④	8,870	④	14,030	③	19,190	③	140,990	④	300,990	③
芦屋市		2,260	④	5,060	⑤	8,660	⑤	13,060	⑤	17,860	⑤	134,860	⑤	284,860	⑤
伊丹市		1,740	⑦	4,640	⑥	8,140	⑦	11,840	⑦	15,740	⑦	99,740	⑦	204,740	⑦
川西市		2,800	①	5,800	②	10,200	①	16,300	①	22,400	①	163,900	①	348,900	①
三田市		2,500	③	5,500	③	9,100	③	13,900	④	18,700	④	152,700	②	327,700	②
宝塚市	改定後	2,660	②	5,960	①	10,060	②	15,360	②	21,060	②	143,060	③	303,560	④
	現行	2,400		4,800		7,800		11,800		16,200		112,200		240,200	
	改定額	260		1,160		2,260		3,560		4,860		30,860		63,360	
	改定率	11%		24%		29%		30%		30%		28%		26%	

問題点：口径13mm及び20mmの基本料金の減少額を補てんするために第2段（21m³～40m³）以上の従量料金を増額したため、40m³以上のすべての水量において、平均改定率19%を大きく超える改定となる。

試算結果の整理

1 ご意見

全ての水量区分について供給単価が給水原価と近似する料金体系とする。

明らかになった問題点

40m³及び80m³使用する場合の改定率が高くなり過ぎる一方、500m³以上する場合の改定率がマイナスとなる。

問題を最小化する基準

①20m³未満使用する場合について

試算2と試算3で示したとおり、第1段(1m³~20m³)の従量料金を大きく引き上げるとその分だけ基本料金を下げる必要があり、収入が大きく減少する問題が生じる。よって、案4の第1段(1m³~20m³)の従量料金は、基本料金への影響が少ない30円とする。

②40m³使用する場合について

試算1と試算3では19%を超える従量料金の改定率となっている。これは、現行の料金体系の供給単価が給水原価を大きく下回っているためである。しかし、この水量においては生活用水の低廉性を考慮する必要もあることから案4の改定率は19%(目標とする平均改定率)程度とする。

③60m³・80m³・100m³使用する場合

試算1では、60m³・80m³・100m³の順に改定率が低下している。これは、現行の料金体系の供給単価がこの順に増加していくためである。よって、案4においても60m³・80m³・100m³の順に改定率を低下させるものとする。ただし、改定率は19%(目標とする平均改定率)を大きく上回ることがない率とする。

④500m³以上使用する場合

試算1では、500m³以上の改定率はすべてマイナスとなっている。これは、現行の料金体系の供給単価が給水原価を超えているためである。この点においては改定額は抑制されるべきであるが、近隣市と比べて安価である現状から考えて、一定の改定を求めるのが適当である。よって、案4の改定率は19%(目標とする平均改定率)をわずかに下回る率とする。

2 ご意見

第1段(1m³~20m³)の従量料金を引き上げ、第2段(21m³~40m³)との差を縮小する。

明らかになった問題点

20m³使用する場合の料金を増減させないために口径13mm及び20mmの従量料金を引き上げた分だけ基本料金を下げると、収入総額が減少し、その補てんのために改定率が大幅に高くなる部分が生じる。



案
4

(案4) 改定内容 平均改定率19%

前ページの基準による以下の料金体系を案4とする。

(単位：円)

(1) 基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
案3の金額	1,760	2,260	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000
調整額	-120	-120	0	0	0	0	0	0	0
調整後料金	1,640	2,140	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000

(2) 従量料金

水量区分		単価	現行 (円/m ³)		改定後 (円/m ³)		改定額 (円/m ³)	
			口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上	口径20mm 以下	口径25mm 以上
第1段	1m ³ ～20m ³		20	120	30	162	10	42
第2段	21m ³ ～40m ³		120	120	148	162	28	42
第3段	41m ³ ～60m ³		150	150	192	192	42	42
第4段	61m ³ ～80m ³		200	200	242	242	42	42
第5段	81m ³ ～100m ³		220	220	262	262	42	42
第6段	101m ³ ～600m ³		240	240	282	282	42	42
第7段	601m ³ ～		260	260	302	302	42	42

(案4) 近隣市比較

(口径20mm、2か月分、単位：円)

市	水量		20m ³		40m ³		60m ³		80m ³		100m ³		500m ³		1,000m ³	
尼崎市			2,000	⑥	4,640	⑥	8,280	⑥	11,920	⑥	16,320	⑥	104,320	⑥	214,320	⑥
西宮市			2,190	⑤	5,290	④	8,870	④	14,030	③	19,190	③	140,990	③	300,990	③
芦屋市			2,260	④	5,060	⑤	8,660	⑤	13,060	⑤	17,860	⑤	134,860	④	284,860	④
伊丹市			1,740	⑦	4,640	⑥	8,140	⑦	11,840	⑦	15,740	⑦	99,740	⑦	204,740	⑦
川西市			2,800	①	5,800	①	10,200	①	16,300	①	22,400	①	163,900	①	348,900	①
三田市			2,500	③	5,500	③	9,100	③	13,900	④	18,700	④	152,700	②	327,700	②
宝塚市	改定後		2,740	②	5,700	②	9,540	②	14,380	②	19,620	②	132,420	⑤	281,420	⑤
	現行		2,400		4,800		7,800		11,800		16,200		112,200		240,200	
	改定額		340		900		1,740		2,580		3,420		20,220		41,220	
	改定率		14%		19%		22% (22.3%)		22% (21.9%)		21% (21.1%)		18%		17%	

3つの案の比較（基本料金）

(2か月分、単位：円)

口径		13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
現行		1,600	2,000	2,600	8,000	16,000	32,000	40,000	80,000	120,000
案2	単価	1,800	2,300	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000
	現行との差	200	300	1,040	3,200	6,400	12,800	16,000	32,000	48,000
案3	単価	1,760	2,260	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000
	現行との差	160	260	1,040	3,200	6,400	12,800	16,000	32,000	48,000
案4	単価	1,640	2,140	3,640	11,200	22,400	44,800	56,000	112,000	168,000
	現行との差	40	140	1,040	3,200	6,400	12,800	16,000	32,000	48,000

3つの案の比較（従量料金）

(2か月分、単位：円/m³)

		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段	第7段
		1m ³ ～20m ³	21m ³ ～40m ³	41m ³ ～60m ³	61m ³ ～80m ³	81m ³ ～100m ³	101m ³ ～600m ³	601m ³ ～
現行	口径20mm以下	20	120	150	200	220	240	260
	口径25mm以上	120	120	150	200	220	240	260
案2	口径20mm以下	22 (2)	150 (30)	185 (35)	240 (40)	260 (40)	280 (40)	300 (40)
	口径25mm以上	160 (40)	160 (40)	190 (40)	240 (40)	260 (40)	280 (40)	300 (40)
案3	口径20mm以下	20 (0)	150 (30)	190 (40)	250 (50)	270 (50)	290 (50)	310 (50)
	口径25mm以上	160 (40)	160 (40)	190 (40)	250 (50)	270 (50)	290 (50)	310 (50)
案4	口径20mm以下	30 (10)	148 (28)	192 (42)	242 (42)	262 (42)	282 (42)	302 (42)
	口径25mm以上	162 (42)	162 (42)	192 (42)	242 (42)	262 (42)	282 (42)	302 (42)

※ 単価の右のカッコ書きは改定額を記載しています。

3つの案の比較（口径20mmの改定率）

(2か月分、単位：円)

案	水量	20m ³	40m ³	60m ³	80m ³	100m ³	500m ³	1,000m ³
	現行		2,400	4,800	7,800	11,800	16,200	112,200
案 2	改定後	2,740	5,740	9,440	14,240	19,440	131,440	279,440
	改定額	340	940	1,640	2,440	3,240	19,240	39,240
	改定率	14%	20%	21%	21%	20%	17%	16%
案 3	改定後	2,660	5,660	9,460	14,460	19,860	135,860	288,860
	改定額	260	860	1,660	2,660	3,660	23,660	48,660
	改定率	11%	18%	21%	23%	23%	21%	20%
案 4	改定後	2,740	5,700	9,540	14,380	19,620	132,420	281,420
	改定額	340	900	1,740	2,580	3,420	20,220	41,220
	改定率	14%	19%	22%	22%	21%	18%	17%

3つの案の比較（口径20mmの料金）

（2か月分、単位：m³、円）

水量	現行	案2	案3	案4
0	2,000	2,300	2,260	2,140
1	2,020	2,322	2,280	2,170
2	2,040	2,344	2,300	2,200
3	2,060	2,366	2,320	2,230
4	2,080	2,388	2,340	2,260
5	2,100	2,410	2,360	2,290
6	2,120	2,432	2,380	2,320
7	2,140	2,454	2,400	2,350
8	2,160	2,476	2,420	2,380
9	2,180	2,498	2,440	2,410
10	2,200	2,520	2,460	2,440
11	2,220	2,542	2,480	2,470
12	2,240	2,564	2,500	2,500
13	2,260	2,586	2,520	2,530
14	2,280	2,608	2,540	2,560
15	2,300	2,630	2,560	2,590
16	2,320	2,652	2,580	2,620
17	2,340	2,674	2,600	2,650
18	2,360	2,696	2,620	2,680
19	2,380	2,718	2,640	2,710
20	2,400	2,740	2,660	2,740

水量	現行	案2	案3	案4
21	2,520	2,890	2,810	2,888
22	2,640	3,040	2,960	3,036
23	2,760	3,190	3,110	3,184
24	2,880	3,340	3,260	3,332
25	3,000	3,490	3,410	3,480
26	3,120	3,640	3,560	3,628
27	3,240	3,790	3,710	3,776
28	3,360	3,940	3,860	3,924
29	3,480	4,090	4,010	4,072
30	3,600	4,240	4,160	4,220
31	3,720	4,390	4,310	4,368
32	3,840	4,540	4,460	4,516
33	3,960	4,690	4,610	4,664
34	4,080	4,840	4,760	4,812
35	4,200	4,990	4,910	4,960
36	4,320	5,140	5,060	5,108
37	4,440	5,290	5,210	5,256
38	4,560	5,440	5,360	5,404
39	4,680	5,590	5,510	5,552
40	4,800	5,740	5,660	5,700
41	4,950	5,925	5,850	5,892

水量	現行	案2	案3	案4
42	5,100	6,110	6,040	6,084
43	5,250	6,295	6,230	6,276
44	5,400	6,480	6,420	6,468
45	5,550	6,665	6,610	6,660
46	5,700	6,850	6,800	6,852
47	5,850	7,035	6,990	7,044
48	6,000	7,220	7,180	7,236
49	6,150	7,405	7,370	7,428
50	6,300	7,590	7,560	7,620
60	7,800	9,440	9,460	9,540
70	9,800	11,840	11,960	11,960
80	11,800	14,240	14,460	14,380
90	14,000	16,840	17,160	17,000
100	16,200	19,440	19,860	19,620
150	28,200	33,440	34,360	33,720
200	40,200	47,440	48,860	47,820

3つの案の比較（口径25mm以上の料金と改定率）

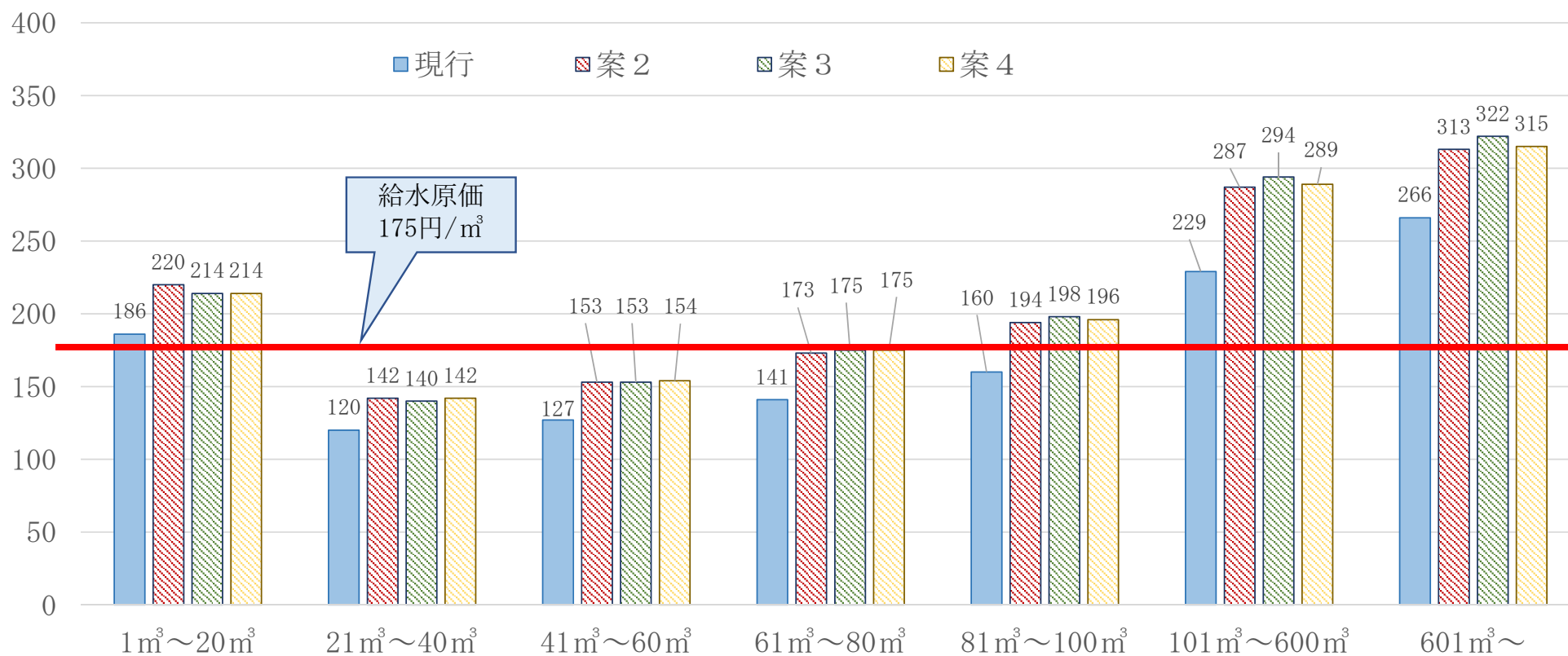
(2か月分、単位：円)

案	口径・水量	口径25mm	口径30mm	口径40mm	口径50mm	口径75mm	口径100mm	口径150mm
		500m ³	1,000m ³	2,000m ³	3,000m ³	5,000m ³	8,000m ³	20,000m ³
現行		114,800	248,200	516,200	792,200	1,320,200	2,140,200	5,300,200
案2	改定後	135,840	291,400	602,600	925,000	1,536,200	2,492,200	6,148,200
	改定額	21,040	43,200	86,400	132,800	216,000	352,000	848,000
	改定率	18%	17%	17%	17%	16%	16%	16%
	順位 ※	4	3	4	4	5	5	4
案3	改定後	140,240	300,800	622,000	954,400	1,585,600	2,571,600	6,347,600
	改定額	25,440	52,600	105,800	162,200	265,400	431,400	1,047,400
	改定率	22%	21%	20%	20%	20%	20%	20%
	順位 ※	4	3	4	4	4	4	4
案4	改定後	133,920	290,480	603,680	928,080	1,543,280	2,505,280	6,185,280
	改定額	19,120	42,280	87,480	135,880	223,080	365,080	885,080
	改定率	17%	17%	17%	17%	17%	17%	17%
	順位 ※	5	3	4	4	4	5	4

※ 順位は近隣7市のうち高額な方から数えた順位です。
 なお、口径30mmを採用している市は3市、口径150mmを採用している市は6市です。

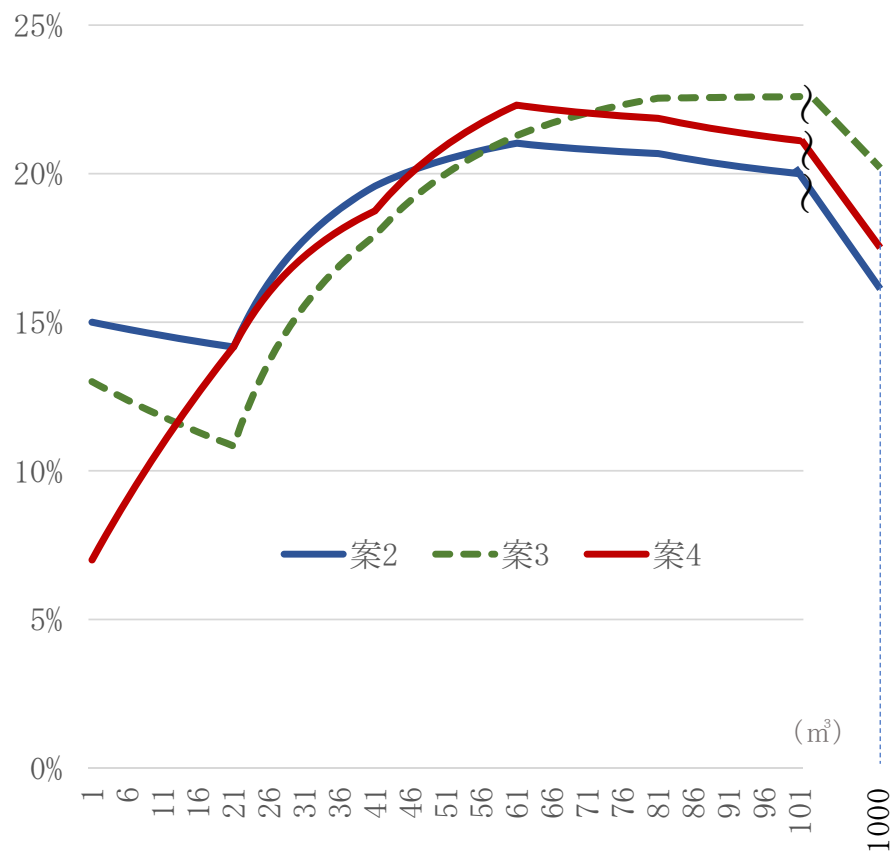
3つの案の比較 (供給単価)

(単位：円/m³)



3つの案の比較 (まとめ)

案2から案4の水量ごとの改定率



	他の案と比較して改定が抑えられる使用者	他の案と比較して大きく改定する使用者
案2	大口需要者 (57m³以上)	ほとんど使用していない人や1人～3人世帯 (0m³～45m³)
案3	1人～4人世帯 (13m³～56m³)	大口需要者 (71m³以上)
案4	ほとんど使用していない人や1人世帯 (0m³～12m³)	4人～5人世帯 (46～70m³)

※ 水量は2カ月分の水量です。

答申案の概要

(1)

厳しい経営環境

- ・ 地形的特徴により給水原価が近隣市と比較して高額となっている。
- ・ 前回の料金改定（昭和55年）以降でも、ほとんどの年で販売損失が生じている。
- ・ 令和7年度には未処理欠損金が発生する。
- ・ 多額の企業債を抱えている。

(2)

厳しい経営環境下での経営努力

- ・ 経営戦略中間見直しに掲げた費用削減策に取り組んでいる。
- ・ 平成28年度から5年間の経費削減の効果額は合計約13億円である。
- ・ 人員削減については、平成23年度に110名いた職員を令和4年度に86名まで削減している。

(3)

経営環境の将来見込み

- ・ 施設・設備の更新に、今後、毎年度15.5億円が必要であり、この支出が継続する。
- ・ 現在の水準で企業債の借入れを続けることは負担の先送りになりかねず、借入を制限する必要がある。

(4)

料金改定の必要性

- ・ 安定的に水道を供給することが資金的に難しいとなれば、必要最低限の料金改定は行うべきである。
- ・ 平均改定率は19%程度とする。
- ・ 改定時期は令和6年第1期とする。
- ・ 料金表を記載する。

19%改定後の回収率の推移（前回の補足）

料金収入の見込み方（料金収入の金額）ごとの回収率は次のとおりです。

（単位：％）

（１）「世帯構成員数を考慮する方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率（計画期間の料金収入：9,939,726千円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
回収率	99.9	99.3	98.4	98.8	98.4	97.8	97.0	96.3	96.0	94.7	93.5	92.4	91.1	89.6

（２）「経営戦略中間見直し」の数値を採用した場合の回収率（計画期間の料金収入：10,446,071千円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
回収率	102.3	102.3	102.2	101.7	101.2	100.5	99.5	98.8	98.3	96.9	95.5	94.3	92.9	91.3

（３）「日本水道協会が示す方法」により料金収入を見込んだ場合の回収率（計画期間の料金収入：10,145,722千円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
回収率	100.7	100.1	99.2	99.6	99.2	98.6	97.8	97.1	96.8	95.5	94.3	93.2	91.9	90.4

※ 回収率 = 供給単価 ÷ 給水原価